

令和3年5月10日から同年6月3までの間に実施した地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項による監査（随時監査）において行った勧告に対し、同条第15項の規定により町長から必要な措置を講じた旨通知があるので、同項の規定によりその内容を次のとおり公表する。

令和4年1月12日

南三陸町監査委員 芳賀長恒
南三陸町監査委員 及川幸子

1 監査委員が行った「勧告」の内容

令和3年4月に発覚した南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案について、同年5月、当該補助金交付事務の執行に関する監査（随時監査）を行った結果、長期間にわたり、法令等に適合した事務が執り行われていなかった事実、補助金の額の算定、交付決定その他の手続等が適正に行われていなかった事実及び補助事業が適切に実施されたかを確認していなかった事実などが確認された。

今般の不正流用事案が長い間表面化せずに、公金である多額の補助金が町の意図しない形で『不正に流用』されていた原因の一つに、町の事務執行の杜撰さがあったと言わざるを得ない監査結果であったため、監査委員として、町に対し、再びこのような事態を招かないために必要となる取組を可及的速やかに組織全体として実行されるよう、勧告したものである。

2 町長が講じた「必要な措置」の内容

（1）措置の目的等

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案については、当該補助金の交付の決定その他の事務において、長年にわたり不適正な取扱いがなされていたことを確認したところである。当該事案は、南三陸町有害動植物等対策協議会に対し交付した補助金について、その多くが私的に流用される等したところ、町としての事務について精査する限り、南三陸町補助金等交付規則（平成17年南三陸町規則第33号）に基づく手続等において、著しく適正を欠く取扱いが、複数の年度・複数の職員により繰り返されたことに起因するものであると考えるに至った。

本事案の発生を踏まえ、町として、補助金の交付その他公金取扱事務に

ついて一層の厳格化を図り、同種事案の再発を防止するといったことはもとより、住民の方々の福祉の増進に向けた行政としての事務執行を改めて確立すべく、今般、現段階において必要と認める措置を講じたものである。

(2) 措置の具体

① 所属単位による「服務研修」の実施

これまでの階層別研修に代え、所属単位による「服務研修」を、全ての所属（補助執行事務を取り扱う行政委員会事務局等を含む。以下同じ。）を対象として実施した。

この研修は、本事案に限らず、過去における住宅使用料等未請求事案、消防防災施設災害復旧事業費補助金に係る不適正な事務処理事案等も踏まえ、事務執行に当たっての法令遵守、その前提となる規範意識の醸成を目的として実施した。本事案を含む過去における懲戒事案等の概要（懲戒処分に至らない事案の概要を含む。）を詳らかにするとともに、令和3年10月に見直した「南三陸町職員の懲戒処分の指針」について徹底する等ながらの研修によって、職員個々における各種認識の状況、各所属における事務事業の取扱いの現状と課題、ひいては組織全体に係る現状認識とその共有、共通課題の洗い出しにつながるものと考え実施したものである。なお現在、各所属長に対し、各所属において検討した今後の取組についての報告を求めているところである。

② 共通事務の標準・平準化

補助金の交付、業務の委託等、組織として共通する事務に関し、関係する法規について誤りなく解釈し、その運用を標準化するとともに、所属間・職員間において偏りのない事務の執行とすべく、全ての所属の長に対し次のとおり通知を発出し、周知徹底を図ったところである。

ア 令和3年4月19日付け総務課長通知「補助金等交付規則に基づく事務の適正な執行について」

この通知は、南三陸町補助金等交付規則の定めについて、その基本的事項を逐条解説的に示したものである。特に、申請主義・書面主義に関し徹底したほか、補助金の交付の決定に当たっての審査基準・調査基準を例示する等し、また、いわゆる指令前着手の取扱いについて示したものである。

イ 令和3年4月22日付け企画課長通知「補助金の適正な執行について」

この通知は、補助の実施に当たっての公益性への着眼、補助対象と

すべき経費の基本的な考え方を示したほか、いわゆる迂回補助の禁止、運営費補助・事業費補助の別について示したものである。

ウ 令和3年5月21日付け企画課長通知「補助金事務の基本的事項について」

この通知は、上記ア及びイにおいて示した事項のほか、補助金交付要綱の制定と地方自治法第222条（予算を伴う条例、規則等についての制限）との関係その他の基本的事項について示したものである。

エ 令和3年6月2日付け総務課長・企画課長連名通知「委託事務の適正な執行について」

この通知は、行政事務を委託により執行することの判断基準、委託料の算定、契約の内容等の具体について示したものである。

なお、これに関連し、委託費の前金払等について、南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）の一部を改正し、当該前金払を行うことができる場合に關し明示する等したところである。

これら通知のほか、各所属において、その所管する事務事業との関係性から事務局等の役割を担う会計事務に關し、令和3年5月11日付け総務課長通知（各種団体に係る会計事務の適正な管理について）により、当該会計事務に係る監査の徹底等を示したほか、南三陸町任意団体の会計事務取扱要領（令和3年南三陸町訓令第10号）を新たに制定し、町の職員が任意団体の会計事務を取り扱う場合における手続等を定め、会計処理の適正化及び事故の防止を図ることとしている。

③ 内部統制の確立に向けた体制の検討

行政の考査、事務の管理改善に関する体制を整備すべく、必要な組織の見直しに着手しており、近く、関係する条例を南三陸町議会に付議する予定である。

④ その他

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案に係る町の内部事務については、南三陸町補助金不正流用事案内部事務調査委員会設置規程（令和3年南三陸町訓令第12号）に基づく委員会により必要な調査を実施した。なお、その調査結果は、既に南三陸町議会（町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会）に報告している。